

一国立大学法人東北大学一

国立大学法人等業務実施コスト計算書の作成に当たり、国からの運営費交付金を財源として取得した固定資産に係る減損額を損益外減損損失相当額に計上していなかったため、財務諸表の表示が不適正

1件 不当金額(収入支出以外) 1272万円

1 財務諸表の作成等の概要

国立大学法人等は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書(以下「業務実施コスト計算書」)等(以下「財務諸表」)を作成することとなっていて、その会計を処理するに当たっては、国立大学法人会計基準(以下「会計基準」)等に従うこととされている。

国立大学法人等が保有する固定資産の減損処理については固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準(以下「減損会計基準」)等が適用され、固定資産の減損を認識した場合は、当該固定資産の帳簿価額を固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額等まで減額する会計処理を行わなければならないこととされていて、減損を認識した固定資産が貸借対照表の資産見返負債を計上している固定資産である場合には、資産見返負債を減額する会計処理を行うこととされている。

また、会計基準等によれば、業務実施コスト計算書の作成目的は、教育・研究や固定資産の取得等に係るコストのうち、税金等を原資とする国からの運営費交付金等を財源とする最終的に国民の負担に帰せられるコスト(以下「国民負担コスト」)を損益外のものも含めて一元的に集約して表示することとされていて、業務実施コスト計算書には、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減損損失相当額等に区分して表示しなければならないとされているが、損益外減損損失相当額については、従来、業務実施コスト計算書に計上すべきコストの範囲が明確に示されていなかった。

そして、本院は、令和元年次の検査において、国立大学法人東北大学を含む国立大学法人の業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に、国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産(以下「交付金財源資産」)に係る減損額が計上されていなかったなどの事態を指摘した。これを受けて、文部科学省において、各国立大学法人等に対して、「国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上する減損額について」(以下「事務連絡」)を発し、交付金財源資産について中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず減損が生じた場合には、当該減損額を業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上することとするなど業務実施コスト計算書に計上すべき減損額の範囲を明確に示し、周知する処置が講じられたことから、平成30年度決算検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として掲記した。その後、同省では、令和2年4月及び3年4月に、各国立大学法人等に対して文書による注意喚起を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

2 検査の結果

東北大学は、2事業年度に、資産見返負債を計上している固定資産であって中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず減損が生じた19件の固定資産について、貸借対照表の資産見返負債から減損額計1726万円を減額する会計処理を行ったが、業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に、上記の会計処理を行った固定資産19件に係る減損額計1726万円のうち、国又は地方公共団体等からの補助金等を財源として取得し資産見返負債に計上していた固定資産5件に係る減損額計454万円のみを計上していて、交付金財源資産全14件に係る減損額計1272万円を計上していなかった。

しかし、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額のうち、交付金財源資産に係る減損額も国民負担コストに該当するため、減損会計基準、事務連絡等に基づいて、交付金財源資産に係る減損額を業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上すべきだった。

このため、2事業年度の業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額が1272万円過小に表示されていて、東北大学の2事業年度の財務諸表が適正に表示されておらず、不当と認められる。